

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年6月24日

収支等命令者

佐賀県教育センター 所長 山崎 哲也

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 契 約 名 佐賀県教育センター所員用ノート型パーソナルコンピュータ等賃借契約
- (2) 借入物品の名称 ノート型パーソナルコンピュータ等 一式 72台
- (3) 入 札 条 件 等 入札説明書のとおり
- (4) 借 入 期 間 令和7年9月1日から令和12年8月31日まで(60ヶ月)
地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく
長期継続契約であるため、契約書条文に以下の条文が含まれます。
「甲は、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額
について、減額又は削除があった場合は・・・当該契約を解除
できるものとする。」
- (5) 納 入 場 所 佐賀県教育センター

2 入札参加資格及び条件に関する事項

入札に参加する者の資格は、以下に掲げる要件のすべてを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警本部に照会する場合があります。

- (1) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県公示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を入札参加資格確認申請書の提出期限の時点で有する者であること。
- (2) 事務機器類またはOA機器類の賃貸借業務を行っていること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止要領に該当する者でないこと。

- (7) 県内企業（県内に本店を有する者。又は、県内に支店等を有し、県内支店等に勤務する従業員比率が50%以上の者又は県内支店等に勤務する従業員数が50人以上の者。誘致企業。国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」（県内に所在する者に限る。））であること。
- (8) 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当するものでないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札参加資格を得るための申請の方法

- (1) 2の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ直接持参して提出してください。
- ア 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県出納局総務事務センター用度・車両担当
電話0952-25-7194 E-mail: soumujimu@pref.saga.lg.jp
 - イ 申請書様式の入手先
総務事務センター用度・車両担当又は佐賀県ホームページ
(<http://www.pref.saga.lg.jp/>)
- (2) (1)については、令和7年6月26日までに競争入札参加資格の認定を受けることを要します。

4 入札手続きに関する事項

- (1) 担当課
郵便番号840-0214 佐賀県佐賀市大和町大字川上927
佐賀県教育センター 総務課
電話 0952-62-5211 FAX 0952-62-6404
E-mail kyouikusenta@pref.saga.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法及び交付期間
令和7年6月24日（火）から令和7年7月2日（水）まで、県ホームページからダウンロードできます。

(3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める入札参加資格確認申請書に入札説明書に規定する書類等を添付した上で、4の（1）まで郵送又は持参し、入札参加資格の確認を受けることを要します。

イ 提出期限 令和7年7月2日（水）午後5時

（郵送による場合は、書留郵便とし、上記イの提出期限までに必着とします。また、封筒に「佐賀県教育センター所員用ノート型パーソナルコンピュータ等賃貸借契約資格審査書類在中」と朱書きしてください。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和7年7月4日（金）までに通知します。

(4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとします。

ア 入札者について、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

(5) 入札・開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年7月10日（木）午後2時

（入札を郵送で行う場合には、書留郵便とし、令和7年7月10日（木）午前9時まで4の（1）に必着とします。到着期限を過ぎて到達した入札書は無効とし、開札しません。また、封筒に「佐賀県教育センター所員用ノート型パーソナルコンピュータ等賃貸借契約入札書在中」と朱書きしてください。）

イ 場所 教育センター 会議室

(6) 入札説明会

実施しません。

(7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(8) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(9) 契約条項を示す場所

4の（1）に同じ。

(10) 入札方法に関する事項

- ア 入札は、本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出するものとします。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に100分の110を乗じて得た金額を入札書に記載することとします。

(11) 落札者の決定方法

- ア 有効な入札書を提出した者であって予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とします。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札となるべき者を決定するものとします。この場合においては、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者がいるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。
- ウ 第一回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、別に定める日時に再度の入札を行います。
- エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。
- オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、調査のうえ、その者を落札者としないことがあります。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

(12) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

- ア 参加する資格のない者
- イ 当該競争入札について不正行為を行った者
- ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
- エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者
- オ 入札書の金額の最初に¥の記号を記入していない、又は入札書の金額にアラビア数字を用いていないものを提出した者
- カ 入札書の金額を訂正したものを提出した者
- キ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者
- ク 民法（明治29年法律第89号）第95条（錯誤）により無効と認められるものを提出した者
- ケ 一人で2以上の入札をした者
- コ 代理人でその資格のない者
- サ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

- (13) 入札の撤回
その提出した入札書の書き換え、引き替え又は撤回をすることができません。
- (14) 入札又は開札の中止
天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止します。
なお、この場合における損害は入札者の負担とします。
- (15) 入札の辞退
入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別に定める入札辞退届を提出することとします。
入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

5 その他

- (1) 入札及び契約の手續において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 契約書の作成の要否
要
- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (4) 詳細は入札説明書によります。